

多治見市産業文化センター指定管理者公募要領

多治見市（以下「市」という。）では、多治見市産業文化センター（以下「センター」という。）について、平成 18 年 4 月 1 日より多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 4 年条例第 43 号）第 3 条に基づき指定管理者による管理運営制度を導入しています。

現在の指定管理者の指定期間が、令和 8 年 3 月末をもって終了することから、以下の要領により令和 8 年 4 月以降のセンターの管理運営（施設の管理運営及び事業の実施）を行う指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度については、この要領に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）
- ③ 国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）
- ④ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑤ 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 26 号。）
- ⑥ 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 62 号。以下「手続規則」という。）
- ⑦ 多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 4 年条例第 43 号。以下「設管条例」という。）
- ⑧ 多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 5 年規則第 31 号）
- ⑨ 多治見市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）
- ⑩ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）
- ⑪ 多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号。以下「情報公開条例」という。）
- ⑫ 多治見市死者情報の開示に関する条例（令和 4 年条例第 30 号）
- ⑬ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑭ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑮ 多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則（平成 9 年規則第 26 号。以下「減免規則」という。）
- ⑯ 多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例（令和元年 9 月 30 日条例第 24 号）
- ⑰ その他管理運営に適用される法令等

1 対象施設

- (1) 名称 多治見市産業文化センター
- (2) 設置目的 産業及び生活文化に関する事業の実施及び生活情報等の提供により、産業の振興を図り、市民の生活文化の向上に寄与することを目的とする。
- (3) 所在地 多治見市新町 1 丁目 23 番地
- (4) 施設概要

沿	革	竣工	平成 5 年 2 月
		供用開始	平成 5 年 4 月

構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造			
敷地面積	2,110.84 m ²			
建築面積	1,579.27 m ²			
延床面積	8,319.08 m ²			
施設内容	5階：大ホール最大 900 席（内・可動 360 席）、主催者事務室、控室			
	4階：多治見商工会議所（事務室、特別会議室、会頭室、相談室、研修室、役員室、各種団体事務室）			
	3階：			
	大会議室	100 人、	中会議室	60 人、
	小会議室 1	30 人、	小会議室 2	24 人、
	特別会議室	16 人、	和室	25 人
	2階：ミーティングルーム 10 人			
	起業支援ルーム 9 室、情報プラザ、会議室 16 人、閲覧コーナー、打合せコーナー			
	1階：イベントプラザ、管理事務所、附設店舗、自販機コーナー、エフエムたじみ			
	地下：立体駐車場 36 台（18 台×4 基中 2 基使用可能、2 基使用不可）			
	身体障害者用駐車場 1 台、平面駐車場 2 台			
	外構：駐輪場、植栽（3 本、敷地内の植込み）			
	その他：トイレ、更衣室、倉庫、湯沸、エレベーター、機械室等			

（５）利用実績

①利用率

年度	R3		R4		R5	
施設名	開館日数（274）		開館日数（308）		開館日数（310）	
	利用件数	利用率(%)	利用件数	利用率(%)	利用件数	利用率(%)
大ホール	236	25.6	334	36.2	293	31.7
主催者事務室	98	10.7	130	14.1	139	15.0
イベントプラザ	380	42.7	489	52.7	425	45.6
大会議室	1,212	33.7	1,569	43.1	1,098	29.9
中会議室	1,083	30.2	1,540	42.0	1,305	35.2
小会議室 1	1,190	33.0	1,705	46.3	1,231	33.2
小会議室 2	1,034	28.7	1,474	40.2	1,074	29.0
特別会議室	459	12.7	1,045	28.4	862	23.2
和室	362	9.9	492	13.4	469	12.6
ミーティングルーム	631	17.4	942	26.2	640	17.2
全体（計）	6,685	-	9,720	-	7,536	-

利用件数：大ホール（3 区分）・会議室（12 区分）

利用率：大ホール＝利用件数／（3 区分×開館日数）、会議室＝利用件数／（12 時間×開館日数）

※令和３年度に関しては、新型コロナウイルス感染防止対策として施設の閉館対応があり、開館日数が減少している。

※令和４年度はバロー文化ホール改修工事（４月～１２月末）に伴い、利用件数、利用収入が大幅に増加している。

②利用人数

年度	R3	R4	R5
総利用人数	53,669 人	71,065 人	58,692 人

③立体駐車場利用状況

年度	R3	R4	R5
利用台数	6,391 台	8,262 台	7,157 台

* 駐車場収容台数：36 台

（６）その他

- ① ４階の多治見商工会議所（事務室、特別会議室、会頭室、相談室、研修室、役員室、各種団体事務室）、２階の起業支援ルーム・情報プラザ・会議室・閲覧コーナー及び１階の附設店舗・自販機コーナー・エフエムたじみについては、市が直接賃貸借契約又は使用の許可を行い、賃料・使用料の徴収を行います。

- ② その他、施設の詳細は別紙の平面図を参照してください。

※１階ハイビジョンシアタールームは機械の故障により現在使用されていません。倉庫として利用しています。

※２階情報センターとなっている部分がミーティングルームです。

２ 管理の基準

（１）開館時間

- ア 施設 午前９時から午後９時３０分まで
イ 駐車場 午前８時３０分から午後１０時まで

（２）休館日

- ア 施設 月曜日、１２月２９日から翌年の１月３日まで
イ 駐車場 １２月２９日から翌年の１月３日まで

（３）開館時間及び休館日の変更

指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は休館日を変更、若しくは臨時に休館日を定めることができます。

３ 指定管理者が行う業務

- （１） 利用許可に関すること
（２） 利用料金の収受に関すること
（３） 受付業務に関すること。

- (4) 施設の管理運営に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 自主事業を実施する場合は、別記仕様書中4 乙が行う業務(6) 自主事業の運営に関すること参照し、提案書に記載すること。
- (7) その他「多治見市産業文化センター指定管理者仕様書」のとおり

4 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

5 利用料金

指定管理者は、利用者が支払う利用に係る料金を、自らの収入とすることができます。

ただし、減免規則に規定する団体が利用した場合には、減免後の料金を適用します。

●過去の収入実績

(1) 施設の収入

(単位：円)

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	平均
施設利用料 収入状況	利用料	5,372,145	8,783,920	6,173,290	6,776,451
	附属設備・冷暖房	1,269,039	1,984,600	1,610,612	1,621,417
	コピー・公衆電話	11,190	24,060	22,880	19,376
	計	6,652,374	10,792,580	7,806,782	8,417,245

(2) 駐車場の収入

(単位：円)

区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	平均
駐車場利用 料収入状況	利用料	1,128,200	1,541,900	1,313,700	1,327,933
	回数券販売額	275,200	280,900	257,400	271,166
	計	1,403,400	1,822,800	1,571,100	1,599,100

注) 施設利用料計及び駐車場利用料は、減免額及び無料分を含みません。

6 申請資格

- (1) 法人及びその他団体(以下「団体」という。)で、センターの管理運営能力を有している者(個人での申請は不可)

(2) 申請者の制限

次に該当する団体は、申請者となることができません。

- ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる団体
- ② 施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される団体
- ③ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない団体
- ④ 国税又は地方税を滞納している団体(非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。)

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

7 公募要領の配布

（1）配布場所

多治見市役所経済部商工観光課（以下「商工観光課」という。）

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話番号 0572-22-1252（直通）

（2）配布期間

令和7年6月2月（月）から令和7年6月20日（金）まで。ただし、土日を除く。

（3）配布時間

午前9時から午後5時まで

（4）配布方法

上記配布場所にて配布します。この他、多治見市ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすることもできます。

（5）配布書類

ア 多治見市産業文化センター指定管理者公募要領（本書）

イ 多治見市産業文化センター指定管理者仕様書

8 現地説明会

現場の状況等について説明会を開催します。参加を希望する団体は、令和7年6月3日（火）までに商工観光課にご連絡ください。なお、本現地説明会に参加しなくても、指定管理者の指定申請はできます。

（1）日時

令和7年6月4日（水）午前10時～正午

（2）場所

多治見市産業文化センター 3階小会議室1

（3）内容

施設の内容、設備等の操作方法 他

※ 当日は応募に関する質問にはお答えしません。質問は、後記10に基づき、書面にてご提出ください。後日回答します。

（4）その他

参加人数は、1団体3人までとします。

（5）連絡先

多治見市役所経済部商工観光課 0572-22-1252（直通）

9 資料の閲覧

（1）閲覧資料

ア 建築工事竣工図等

イ 関係例規（ホームページで閲覧できます）等

※ただし、個人情報記載された資料等を除く。

(2) 閲覧期間

令和7年6月2日（月）から6月20日（金）まで

土・日を除く

(3) 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

(4) 閲覧場所

商工観光課

(5) 留意事項

ア 閲覧を希望する場合は、あらかじめ商工観光課へ連絡し、予約の上閲覧してください。

イ 資料の持ち出しは禁止とします。なお、閲覧場所内における筆記、持ち込み機器等による複写は可とします。

ウ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている個所があることに留意の上閲覧してください。

10 質問

(1) 提出期限

令和7年6月6日（金） 午後5時必着

(2) 提出様式

任意様式

(3) 提出方法

文書にて商工観光課へ持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで送付してください。その際、連絡先（住所、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）について、必ず記載してください。また、口頭による質問は受け付けません。

持参以外による場合には、電話で到着を確認してください。

(4) 回答方法

また、提出期限までに提出されたすべての質問及び回答については、6月13日（金）までにホームページ上で公開します。

11 申請の手続

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（手続規則「別記様式第1号」）

イ センターの指定期間内における管理業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 令和7年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに相当する書類

エ 令和6年度の収支計算書、事業報告書又はこれらに相当する書類

オ 令和6年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

カ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

キ 現に行っている業務の概要、団体の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況

がわかるもの

ク 法人にあっては登記簿謄本、非法人にあっては代表者の身分証明書

ケ 定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

コ 手続規則第3条第1項第2号に該当していない旨を記載した誓約書（手続規則「別記様式第2号」）

サ 国税及び地方税に関して、滞納がないことを証明する書類（当該書類が官公署発行の証明書である場合は、この公募要領の告示の日以後に交付されたものに限る。）

シ センターの運営に関する提案書（-に記載の事項は注釈です）

ーセンター設置目的に合致する効果的な事業等があれば提案を行うこと

＜具体例＞

- ・産業及び生活文化に関する事業
- ・生活情報等の提供に関する事業
- ・陶磁器産業の振興に関する事業
- ・市民の生活文化の向上に寄与する事業

ー施設管理において、経費削減等のPRポイントがあれば提案すること。

ー防災拠点や避難所及びこれに類する施設の管理運営の実績があれば記載すること。

また、運営時の工夫点や自治体との連携についてアピールポイントがあれば記載すること。

ー過去、同様の施設の管理運営を行った実績がある場合は、施設利用者が施設を快適に利用できるよう努めた点があれば具体的に記載すること。

※主体となるイベントの運営実績等ではなく、あくまで裏方支援を行い、利用者満足度の向上に寄与したとされる事項を記載すること。

（2）提出部数

正本1部、副本10部を提出すること。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出すること。

（3）提出期間

令和7年6月2日（月）から6月20日（金）まで

午前9時から午後5時まで（土・日を除く。）

（4）提出方法

直接、商工観光課へ持参すること。郵送は不可とします。

（5）申請・提案に関する費用負担

申請・提案の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出書類は返却しません。

（6）提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、申請書類及び提案書等は、複写することができるとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

（7）提出書類等の修正

提出書類等については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

12 指定管理者候補団体の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づき申請資格を確認の上、7月4日（金）開催予定の多治見市産業・観光・駐車場指定管理者候補団体選定及び評価委員会（以下「選定委員会」という。）において、プロポーザル方式により審査・選定を行います。

(2) 審査基準等

指定管理者候補団体の選定については、提案書及び申請者が選定委員会において説明していただいた事業計画等に関する明瞭性・実現可能性・的確性・社会ニーズへの対応等を考慮し、選定委員全員の総合点数方式で採点の上、指定管理者の候補者を選定します。

ア 提案全体について

イ 施設管理について

ウ 収支計画について

エ 申請団体について

※審査項目及び配点は次のとおりです。なお、合計得点が6割に満たない場合は不合格となります。全ての申請団体が最低基準を満たさない場合、最高得点の団体は提案書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとします。

審査項目		配分点数
ア 提案全体について		25
①	社会ニーズ・地域ニーズに合致するものか。	5
②	センターの設置目的である産業振興・市民の生活文化の向上に効果が期待できるか。	5
③	市民、関連団体等と連携を図り、中心市街地あるいはオリベストリーの活性化に資するものか。	5
④	施設利用率の向上あるいは来館者増加につながるものか。	5
⑤	新規性は見られるか。	5
イ 施設管理について		35
①	施設管理の内容は適正か。	10
②	施設利用者等への安全性に配慮がされているか。	5
③	施設管理の実施に当たり、経費縮減が図られているか。	10
④	防災拠点や避難所及びこれに類する施設の管理運営の実績。	5
⑤	利用者及び利用団体が快適に利用できるよう支援が行えるか	5
ウ 収支計画について		25
①	収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	15
②	収支予算書は適正であり、実現可能か。	10
エ 申請団体について		15
①	申請団体としての運営体制はどうか。（人員など）	5

②	安定性・継続性はどうか。(財務内容、経営の安全性など)	5
③	建物管理に必要な知識、資格、実績を有するか。	5
合計点数		100

※上記審査項目について、提案書中のどこに記載されているかが分かるように、当該提案書事項の末尾に『審査項目ア-①』、『審査項目ア-②』等と記載してください。

(3) 選定結果の通知

選定委員会において、選定基準に基づき審査を行い、選定結果は、8月上旬を目途に申請者全員に通知します。

(4) 選定結果の公表

選定委員会の審査結果は、申請者の名称及び総合得点等をホームページ上で公表します。

(5) その他の留意事項

ア 選定委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触(現地説明会・面接等の正当な行為を除く。)を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

イ 重複提案者等の禁止

ひとつの団体が複数の提案をすることはできません。

ウ 選定審査対象外

次の事項に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

13 管理に係る委託料

(1) 管理に係る委託料の額

指定期間5年間の委託料の総額は400,120千円(消費税及び地方消費税を含む。)以下とし、収支予算書に記載された金額を参考に、協定で定めます。

指定期間中の増額は認められませんので、留意の上、事業計画と収支予算を立案して下さい。

参考：過去3年間の決算額

年度	R3	R4	R5
市が支払った指定管理料	62,500,000円	62,500,000円	62,500,000円

(2) 経費の支払い

会計年度(4月1日から翌年の3月31日)ごとに指定管理者の請求に基づき四半期ごとに前払いで支払います。支払いの時期、方法等は協定にて定めます。

(3) その他

指定管理期間中に本市が照明設備の LED 化を実施した場合（令和 9 年度を予定）、LED への変更以降の電気料金と従来電気料金との差額分について、甲乙が協議の上、指定管理料の減額調整を行う予定とする。

14 指定管理者の指定及び協定の締結

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定には、多治見市議会の議決が必要です。選定した指定管理者候補団体を指定管理者に指定する議案を議会に提案し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

（２）協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査及び選定委員会において明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

15 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

（１）申請の辞退・選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず商工観光課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何にかかわらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

（２）指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補団体として選定された団体又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補団体としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

取消しとなった場合は、前記 12 の申請者の順位付けにおいて第 2 位に決定した申請者を指定管理者候補団体として選定することとします。（第 2 位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第 3 位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。）

ア 多治見市議会において指定に係る議案が否決されたとき

イ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき

エ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき

オ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

カ 要領に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき

キ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき

16 その他（留意事項）

（１）管理業務等を継続することが適当でないと市長が認めるときは、市長は指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。また、取消しに伴う

市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(2) 指定管理者として指定された後、指定期間開始前に、責任者就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間センターにて研修並びに事務及び事業の引継ぎを行います。なお、令和 8 年 3 月 31 日以前に引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。

(3) 管理状況が極めて良好で、かつ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことができ、サービスの向上に寄与すると認められる場合（以下「成績良好の場合」という。）については、1 回に限り非公募とすることが可能となります。

※非公募により指定された場合、その団体は、2 期連続で指定管理者となりますが、3 期目については再度、公募となります。なお、公募により同団体が更に引き続き指定管理者となり、成績良好の場合、再度、1 回に限り非公募が可能となります。

※成績良好の場合に、非公募とするかどうかは市の判断になります。

17 問い合わせ先

多治見市役所経済部商工観光課

〒507-8703 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地

電話番号 0572-22-1252（直通）

ファクシミリ番号 0572-25-3400

E-mail shoukougankou@city.tajimi.lg.jp